

離婚時年金分割に関する事件の概況

－平成19年4月～12月－

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成19年4月1日から施行された離婚時年金分割制度について、その施行後9か月間の家庭裁判所における離婚時年金分割事件の実情を取りまとめたものである。

なお、本資料の数値は司法統計に基づく速報値又は家庭局の実情調査に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

1 新受件数について

(1) 離婚事件に付随して申し立てられた請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）について（資料1）

○ 全国の家裁裁判所において、平成19年4月1日から同年12月31日までに受理した離婚調停40,529件のうち、請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）が付随して申し立てられたものは、3,921件（9.7%）であった。

また、上記期間内に受理した離婚訴訟7,682件のうち、請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）が附帯処分として申し立てられたものは、635件（8.3%）であった。

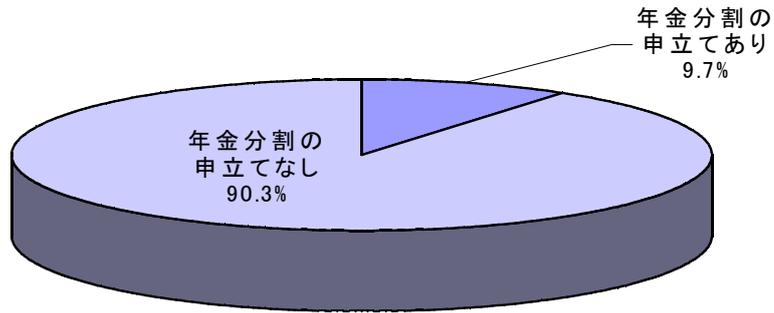
○ 既に係属している離婚調停又は離婚訴訟に、請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）を付随申立て等として追加した件数は、2,923件であった。うち離婚調停に追加されたものは、2,165件（74.1%）、離婚訴訟に追加されたものは、758件（25.9%）であった。

- ・ 「請求すべき按分割合」とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額に対する、標準報酬が増額改定等される者の分割後における対象期間標準報酬総額の割合のことをいう。

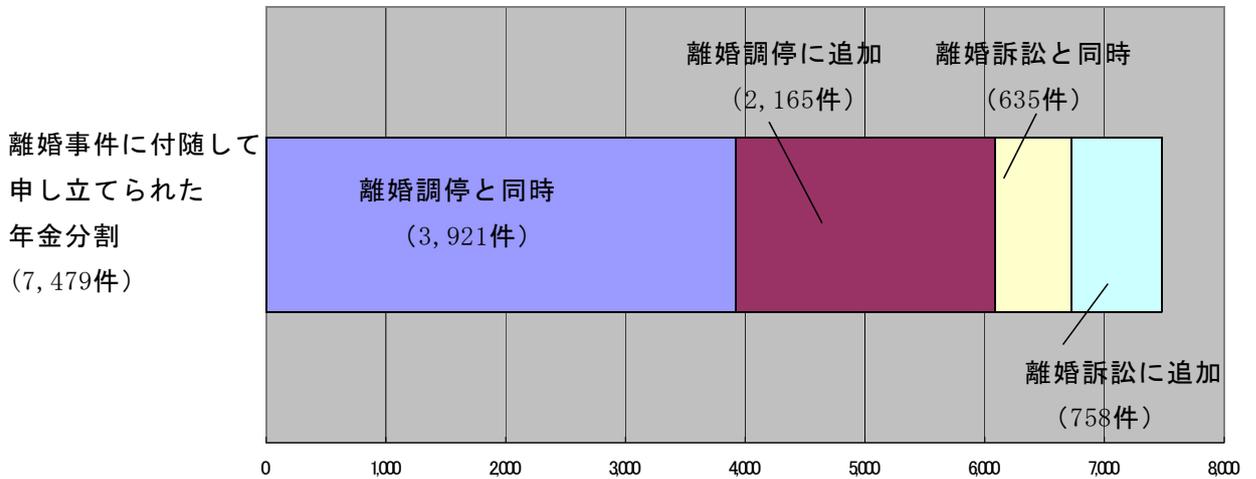
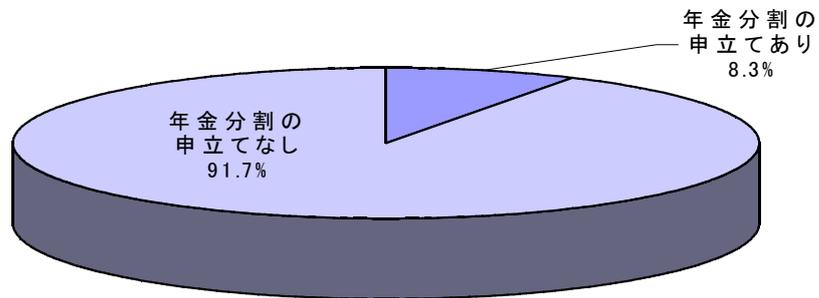
(資料1) 離婚事件に付随して申し立てられた年金分割事件数

	離婚事件の新受総数	うち付随処分等として年金分割の申立てがあった事件の件数
離婚調停	40,529	3,921
離婚訴訟	7,682	635

離婚調停に付随して申し立てられた年金分割の割合



離婚訴訟に付随して申し立てられた年金分割の割合



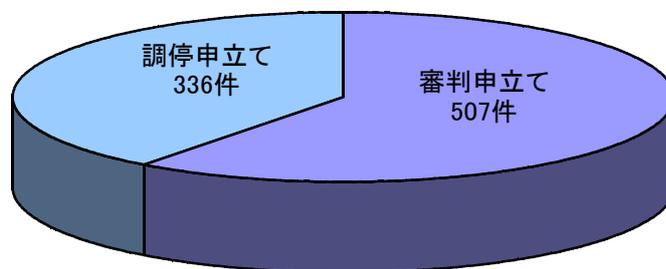
(2) 離婚後の請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）事件について

(資料2)

○ 全国の家裁裁判所において、平成19年4月1日から同年12月31日までの間に新たに受理した離婚後の請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）事件は、合計843件であり、そのうち507件が審判の申立てであった。

(資料2) 申立て手続別新受件数

新受件数	申立て手続別	
	審判申立て	調停申立て
843	507	336



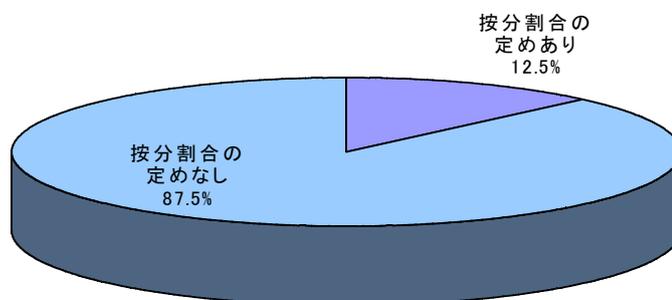
2 既済事件について

(1) 離婚調停のうち、請求すべき按分割合が定められた件数（資料3）

- 全国の家裁裁判所において、平成19年4月1日から同年12月31日までの間に調停成立又は24条審判で終局した離婚調停のうち、請求すべき按分割合が定められた件数は、2,498件（12.5%）であった。

（資料3） 離婚調停のうち、請求すべき按分割合が定められた件数

調停成立又は 24条審判で終局	按分割合の定めあり	
	按分割合の定めあり	按分割合の定めなし
19,934	2,498	17,436



(2) 第1号改定者別年齢別件数（資料4）

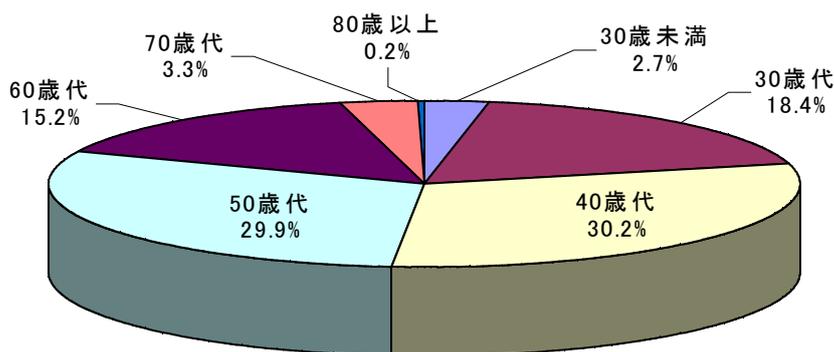
○ 全国の家庭裁判所の審判又は調停手続において、平成19年4月1日から12月31日までの間に、請求すべき按分割合が定められた件数は、3,003件であった。このうち、第1号改定者が夫であったものは、2,933件（97.7%）、妻であったものは、70件（2.3%）であった。

・第1号改定者とは、離婚時年金分割により対象期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額が減額改定される人（対象期間標準報酬総額が多く、分割を行う側の人）のことをいう。

（資料4） 第1号改定者別年齢別件数

	総数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
合計	3,003	82	554	907	898	456	99	7
夫	2,933	81	535	881	884	448	97	7
妻	70	1	19	26	14	8	2	0

第1号改定者の年齢別割合



（注）離婚成立と同時に請求すべき按分割合が定められた場合において、夫と妻がそれぞれ種別の異なる年金制度に加入していたなどの理由により、複数の年金を分割した場合には、当事者の対象期間標準報酬総額等の合計額が最も高額な年金の第1号改定者のみを計上している。

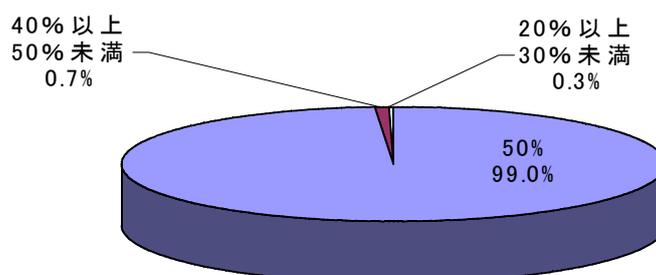
(3) 終局事由別按分割合別件数（資料5）

- 按分割合が定められた3,003件のうち、審判認容で終局したものは、290件（9.7%）、調停成立により終局したものは、2,710件（90.2%）であった。
- 定められた按分割合は、50%が2,735件（91.1%）と最も多かった。その内訳は、審判で終局したものが287件（審判認容で終局した事件の99.0%）、調停成立で終局したものが2,446件（調停成立で終局した事件の90.3%）となっている。

(資料5) 終局事由別按分割合別件数

	総数	50%	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
総数	3,003	2,735	141	75	40	8	4
審判認容	290	287	2	0	1	0	0
調停成立	2,710	2,446	138	75	39	8	4
24条の審判	3	2	1	0	0	0	0

審判認容で終局した事件における按分割合



(注) 離婚成立と同時に請求すべき按分割合が定められた場合において、夫と妻がそれぞれ種別の異なる年金制度に加入していたなどの理由により、複数の年金を分割した場合には、当事者の対象期間標準報酬総額等の合計額が最も高額な年金の按分割合のみを計上している。

(参考)

当事者間における合意又は裁判手続により年金の按分割合を定めた後、全国の社会保険事務所において、平成19年4月から12月までの間に、年金の分割請求が行われた件数は、7,047件であった。

(注) 社会保険庁ホームページ「離婚時の厚生年金の分割制度にかかる年金相談・年金分割請求の件数について」による。